

# 市・県民税の申告

2月10日(水)から3月15日(月)まで

今年も市・県民税の申告の時期がやってきました。

申告が必要と思われる方には、事前に案内はがきをお送りしますので、申告されますようお願いいたします。

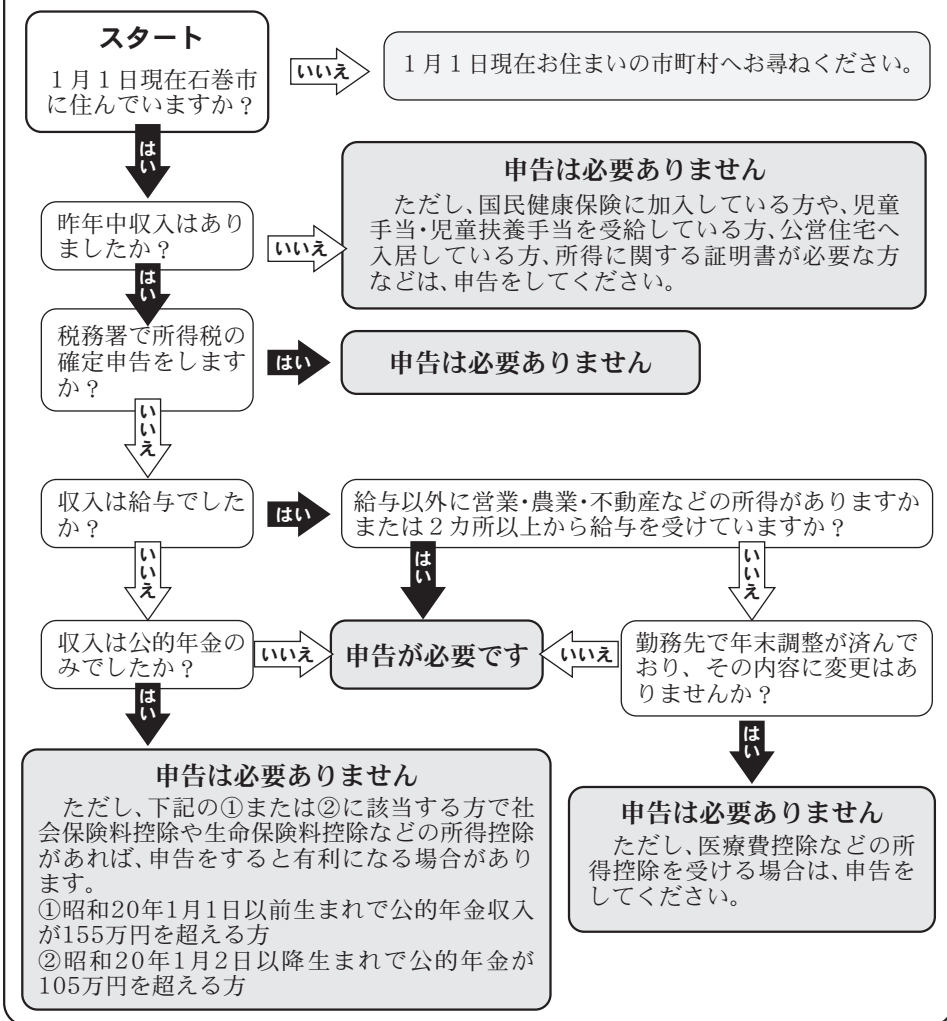
なお、案内はがきが届かない方でも申告が必要と思われる方は、お近くの会場で申告をしてください。



※申告受付日程表は、10・11ページに掲載しています。

## ◆市・県民税の申告が必要な方と不要な方

市・県民税の申告が必要かどうか、以下の設問に答えて判定してみましょう。



### ◆申告に必要なもの

- ▼事業所得（営業等・農業、不動産所得のあった方）
- ↓ 収入や経費などがわかる各種帳簿および領収書
- （円滑な申告相談のため、帳簿などはあらかじめまとめてくるようお願いいたします）
- ▼給与所得、年金所得のあった方
- ↓ 平成21年分の源泉徴収票または給与支払明細書
- ▼次の領収書および証明書（平成21年中に支払ったもの）
- ・生命保険料、個人年金保険料、地震保険料の支払証明書
- ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、その他社会保険料の領収書または証明書
- ・医療費控除を受ける方は、領収書および保険等で補てんされた金額の明細書
- ・障害者控除を受ける方は、障害者手帳または市で交付している「障害者控除対象者認定書」
- ▼所得税の還付申告を受ける場合は、口座番号がわかるもの
- ▼印かん（ゴム印は不可）

問 市民税課（内線 240・278・364）

## 平成22年度市・県民税の主な改正点

### 上場株式等の配当所得の申告分離課税制度の創設

従来、上場株式等の配当所得については、給与や年金等と合計する「総合課税」での申告とされていましたが、平成21年中に支払いを受けるべき上場株式等の配当所得がある場合、納税義務者の選択により、「申告分離課税」を選択できるようになりました。「申告分離課税」を選択した場合、配当控除は適用されませんが、上場株式等に係る譲渡損失との損益通算ができるようになります。

### 問 平成22年度市・県民税の主な改正点（上場株式等の配当所得）

選択区分	税率	配当控除	上場株式等の譲渡損失と通算	扶養控除等の判定
①申告不要制度適用	所得税7% 住民税3%	なし	なし	合計所得金額に含まれない
②総合課税を選択	所得税（累進税率） 住民税10%	あり	なし	合計所得金額に含まれる
③申告分離課税を選択	所得税7% 住民税3%	なし	あり	合計所得金額に含まれる

市民税課（内線 278）

# 住宅借入金等特別控除

## ●対象者

平成11年から平成18年、または平成21年中に入居し、所得税の住宅借入金等特別控除（以下、市・県民税の住宅借入金等特別税額控除と併せて「住宅ローン控除」と表記します）を受けている方で、所得税から引き切れなかつた額がある場合は、市・県民税の住宅ローン控除が適用されます。

## ●控除適用額

(1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において引き切れなかつた額  
 (2) 所得税の課税総所得金額等の合計額に5%を乗じて得た額（最高97,500円）  
 ※(1)または(2)のいずれか少ない額が適用されます。  
 ※この額が0円になる場合は、市・県民税の住宅ローン控除の適用はありません。

## ●市・県民税の住宅ローン控除を受けるには

※平成21年度までは申告が必要でしたが、平成22年度からは原則として不要になりました。

## 給与所得者の方

毎年1月ごろに配布される「給与所得の源泉徴収票」の「摘要」欄に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」が記載されている必要があります。必ずご確認の上、記載がない場合は、勤務先の給与担当部署にお問い合わせ願います（記載がない場合は、市・県民税に住宅ローン控除が適用されません）。

## 所得税の確定申告をする方

確定申告書に「住宅借入金等特別控除額」および「居住開始年月日」を必ず記載して、税務署、または各申告会場に提出してください。  
 ※平成19年から平成20年までに入居された方については、所得税において、控除期間を15年に延長する特例の選択が設けられているため、所得税から控除し切れなくても市・県民税の住宅ローン控除は適用されません。

問 市民税課（内線240・278）

# 石巻税務署から

確定申告の受け付けは

2月16日(火)から

○申告書は自分で書いてお早め  
に!

平成21年分所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けは、2月16日(火)から3月15日(月)までです。還付申告の方は、2月15日以前でも申告書を提出することができます。

申告書は「確定申告の手引き」などを参考に「自分で記載して送付などによりお早めに提出してください。」

また、国税庁ホームページで

は、確定申告に関する情報、各種様式および税金に関する疑問に自動的にお答えする「タックス・アンサー」の情報などを提供していますのでご利用ください。

○パソコンで楽々申告!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、申告書を自動計算により簡単に作成・印刷することができます。

また、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用すると、申告データを直接電子申告することができるほか、e-Taxを利用して申告を行うと

5,000円の税額控除を受けることができます（平成19年分、20年分での控除を受けた方は

受けられません）。

なお、e-Taxを利用するには、事前に開始届出書の提出や電子証明書の取得などの手続きが必要です。詳しくは、e-Tax xホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ

http://www.nta.go.jp

e-Taxホームページ

http://www.e-tax.nta.go.jp

申告書などの送付先

〒986-0827 石巻市千石

町2番35号 石巻税務署

問 石巻税務署 ☎22-4151

51

※確定申告に関する一般的なご質問は、音声案内により電話相談センターにおつなぎします。

## ◆外国船乗組員の確定申告

Q. 私は、1年3カ月の予定で、外国法人A社漁船の乗組員として乗船し、平成21年中の大半は日本を離れていました。しかし、家族は日本に住んでいて、下船期間は日本に帰り、家族と過ごしています。私は、日本での確定申告が必要ですか？

A. あなたの場合、「居住者」と判断されますので、確定申告が必要な場合があります。

居住者とは…国内に住所を有し、または現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。

住所の判定…所得税法上の住所とは、その者の「生活の本拠」をいい、船舶の乗組員の住所は、その者の配偶者、その他生計を一にする親族の居住している地またはその者の勤務外の期間中通常滞在する地が国内にあるかどうかにより判定することになります。

したがって、あなたの場合、日本に家族がいて、下船時は家族とともに生活していますので、住所は国内であると判断されます。

確定申告…以上により、外国船乗組員としての勤務が1年以上であっても、居住者と判断されることから、一定の所得を有する場合など、確定申告が必要な場合があります。なお、技術指導などで外国に居住している方は、非居住者となる場合があります。

詳しいことはお問い合わせください。

問 石巻税務署個人課税部門 ☎22-4151

## ◇身のまわりの税金相談◇

所得税や消費税の確定申告の相談のみならず、相続や贈与、土地や家屋の譲渡など、身のまわりで起こる税金の相談を税理士が無料でお受けします。

お気軽にお越しください。

とき 2月23日(火)午前9時30分～午後4時

ところ JR石巻駅前「ロマン海遊21」2階

問 東北税理士会石巻支部 ☎95-7072